

# 4月は選挙!

## 〈統一地方選挙投票日〉

秋田県議会議員選挙▶4月7日(日)

秋田市議会議員選挙▶4月21日(日)

投票時間…午前7時～午後8時(河辺・雄和地域は午後7時まで)

問い合わせ 秋田市選挙管理委員会事務局 ☎(888)5786

### 県議選

告示日▶3月29日(金)

〔秋田市で投票できるかた〕平成13年4月8日以前に生まれ、平成30年12月28日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた

◆平成31年3月23日以降、市内で転居の届出をしたかた

・転居前の住所地での投票になります

◆平成30年12月29日以降、秋田市へ転入

・県内から転入したかたは、前に住んでいた市町村での投票になります。県外から転入したかたは、投票できません

\*前に住んでいた居住地から投票用紙を送ってもらひ、秋田市で不在者投票することもできます。前の居住地の選挙管理委員会にお問い合わせください。投票用紙の請求用紙は秋田市選挙管理委員会にもあります。

◆平成30年12月7日以降、秋田市から転出

・県内へ転出し、転入手続きを済ませたかたで、秋田市の選挙人名簿に登録されているかたは、秋田市で投票できます。ただし、すでに転出先の選挙人名簿に登録されている場合は、転出先での投票になります。県外へ転出したかたは、投票できません

\*「秋田市から転出したかたが投票する際は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「引き続き住所を有する確認」が必要です。「証明書は、各市町村の住民票担当窓口で無料で発行します。」

### 市議選

告示日▶4月14日(日)

〔秋田市で投票できるかた〕平成13年4月22日以前に生まれ、平成31年1月13日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた

◆平成31年4月6日以降、市内で転居の届出をしたかた

・転居前の住所地での投票になります

\*秋田市から転出したかたは、投票できません。

投票所入場券は、各

選挙ごとに郵送でお届けします。なお、投票所入場券を紛失しても、投票所で再発行します。その旨を受付でお話ください。



めいすいくん

#### 投票所の一部が変更になります

- ①南ヶ丘ニュータウンの住居表示に伴い、町名が「上北手百崎字諏訪ノ沢」から「南ヶ丘一丁目」へ変わったかたの投票所が、第31投票所「上北手大戸公民館」から第30投票所「上北手地区コミユニティセンター」へ変更になります
- ②改修工事完了に伴い、第85投票所が「中央卸売市場」から「外旭川地区コミユニティセンター」へ変更になります

## 期日前投票

投票日当日の都合が悪い場合、次の日時・投票所で、期日前投票ができます。

#### ●期日前投票期間

県議選…3月30日(土)▶4月6日(土)  
市議選…4月15日(月)▶20日(土)

\*3月30日(土)は、市役所1階市民ホールのみ。

#### ●期日前投票所と時間

あらかじめ、入場券裏面の「宣誓書」に必要事項を記入してお持ちください。

#### ▼市役所1階市民ホール

▶午前8時30分～午後8時

#### ▼西部市民サービスセンター3階

▶午前8時30分～午後6時

#### ▼北部市民サービスセンター1階

▶午前8時30分～午後6時

#### ▼河辺市民サービスセンター2階

▶午前8時30分～午後5時

#### ▼雄和市民サービスセンター1階

▶午前8時30分～午後5時

#### ▼岩見三内連絡所・大正寺連絡所

▶午前8時30分～午後5時

#### ▼秋田駅西口ほぼろーど・イオンモール秋田2階

▶午前10時～午後8時

#### ▼秋田大学手形キャンパス学生会館2階

(4月3日(水)・17日(水)のみ開設)

▶午前11時～午後5時

# 4月14日(日)は全市一斉清掃

各町内主体で、毎年4月に「全市一斉清掃」を行っています。道路や公園などの環境美化活動に参加し、住みよい地域づくりにご協力ください。

実施の有無、時間や清掃場所は、お住まいの各町内が決定し、みなさんへお知らせします。



## 事前の問い合わせ

ボランティア袋▶環境総務課☎(888)5705  
ごみの分別、収集方法など

▶環境都市推進課☎(888)5709

土のう袋の配布、ふた上げ機の貸し出し

▶道路維持課☎(888)5751

公園清掃▶公園課☎(888)5753

不法投棄▶廃棄物対策課☎(888)5713

## 当日4月14日の問い合わせ

ごみの分別・収集方法など▶環境都市推進課

側溝清掃関係など▶道路維持課

その他一斉清掃全般▶環境総務課

**配布期間**▶3月18日(月)から4月12日(金)までの平日午前8時30分～午後5時15分

**配布場所**▶市役所3階の環境総務課・道路維持課、東部・西部・南部・北部の各市民サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所、金足地域センター、外旭川・上新城の各地区コミュニティセンター

**ふた上げ機**▶数に限りがありますので、道路維持課へ事前に予約してください。貸し出しと返却は、寺内の旧道路維持課で行います

清掃用具の事前配布など

**ごみの収集**▶集積所にすべてのボランティア袋が収まらない場合、環境都市推進課へご連絡ください

**側溝清掃**▶回収業務は当日から実施します。場所と個数を道路維持課へご連絡ください

**公園清掃**▶集積所には出さず、公園内にまとめて置いてください。4月15日(月)以降の平日に、場所と個数を公園課へご連絡ください

収集はいずれも2週間程かかります

清掃後の連絡

\*放置自転車は、交番が警察署へご連絡ください。

秋田市の選挙啓発ポスター。デザインは、秋田公立美術大学附属高等学院の保坂周音さん



# 不在者投票

県議選・市議選とも、次のような場合は、不在者投票ができません。

**入院中などの場合**▶県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに、入院または入所中のかた

**他の市町村での不在者投票**▶仕事の都合などで他市町村に滞在しているかた

\*電子申請も利用できます。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

**郵便などによる不在者投票**▶次の①～③に該当するかたは、投票用紙に記載して

郵送することができます。市選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要ですので、早めにご連絡ください。すでにお持ちのかたには、選挙の都度、投票用紙の請求書をお送りします。

① **身体障害者手帳をお持ちのかた**

(下表①の「○」が該当します)

\*下表①の一定の障がいに該当しないかたでも、福祉事務所長の証明書により該当する場合があります。

② **戦傷病者手帳をお持ちのかた**

(下表②の「○」が該当します)

③ **介護保険被保険者証をお持ちで、要介護5のかた**

① 身体障害者手帳障がいの部位

両下肢、体幹、移動機能	○	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	○	—	○
肝臓、免疫	○	○	○	○

障がいの等級  
1級  
2級  
3級

② 戦傷病者手帳障がいの部位

両下肢、体幹	○	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

障がいの等級  
特別  
第一  
第二  
第三